

法務省の人権擁護機関の活動

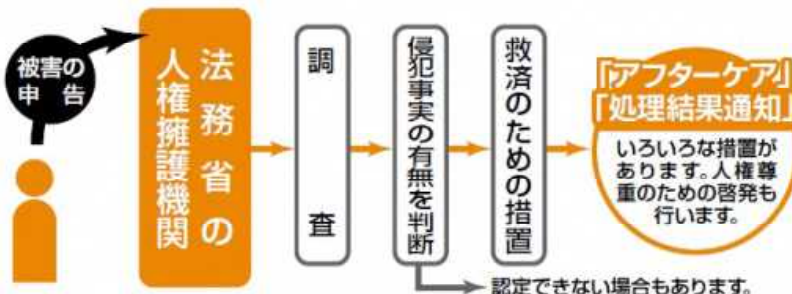
法務省の人権擁護機関では、どのようにして皆さんの人権を守っているのでしょうか。その活動は、大きく分けて、人権侵害事件の調査救済、人権相談及び人権啓発です。



人権侵害事件の調査救済

人権が侵害された疑いのある事件を人権侵害事件と呼んでいます。法務省の人権擁護機関では、被害者からの救済の申出があれば「人権侵害事件調査処理規定」（法務省訓令）に基づき速やかに救済措置を開始します。また、新聞・雑誌等から人権侵害の疑いのある事実を知ることにより、救済手続を開始することもあります。救済手続の中で、人権侵害の有無を確認するための調査を行います。ただし、この調査は、飽くまで関係者の協力による任意のものであり、警察官や検察官が行うようないわゆる強制捜査ではありません。

救済措置の流れ



7種類の救済措置

- 【援助】 関係機関への紹介、法律上の助言等を行います。
- 【調整】 当事者間の関係調整を行います。
- 【説示・勧告】 人権侵害を行った者に対して改善を求めます。
- 【要請】 実効的対応ができる者に対し、必要な措置をとるよう求めます。
- 【通告】 関係行政機関に情報提供し、措置の発動を求めます。
- 【告発】 刑事訴訟法の規定により、告発を行います。
- 【啓発】 事件の関係者や地域に対し、人権尊重に対する理解を深めるための働きかけを行います。



人権相談及び人権啓発

法務省の人権擁護機関では法務局職員や人権擁護委員が人権に関する相談（人権相談）を受け付けています。相談は無料で難しい手続きは何もありません。相談内容についての秘密は厳守します。

法務省の人権擁護機関では、国民一人一人の人権意識を高め、人権への理解を深めるための様々な活動を行っています。具体的には、シンポジウム・講演会等のイベントの開催、人権教室や研修の実施、ホームページや動画配信サイトでの啓発資料の公表、インターネット広告の実施、テレビ・ラジオの放送、新聞・広報誌への掲載等、様々な活動を行っています。これらの活動を「人権啓発活動」といいます。

昭和41年度から、毎年その年度の啓発活動の重点目標を掲げ、重点的な人権啓発活動を実施しています。

令和6年度の啓発活動重点目標は「『誰か』のことじゃない。」と決めました。この言葉には、様々な人権問題について、自分以外の「誰か」のことではなく、自分自身の問題として捉え、人権を尊重することの大切さについて考えてもらいたいとの思いが込められています。また、多様化が尊重され、全ての人がお互いの人権や尊厳を大切に、生き生きとした人生を送ることのできる共生社会の実現に向けて、17の啓発活動強調事項を掲げ、人権啓発活動を実施しています。

出典：法務省人権擁護局「人権の擁護」冊子

なごみ

第 2 8 0 号

2025年7月1日発行

編集・発行

和東町人権啓発課

(人権ふれあいセンター内)

TEL 0774-78-3488

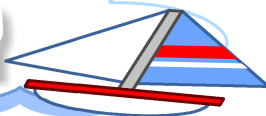
FAX 0774-78-3212



みんなで築こう 人権のまちづくり



和東中学校 前期人権学習



6月5日、和東中学校で前期人権学習がおこなわれました。

1年生は学校生活での権利と責任について、2年生は講師を招いて在日外国人の人権問題について学びました。3年生は同和問題・結婚差別・識字について過去の文献を参考に学習しました。

各学年では、自分の考えを発表し、意見集約するなど人権問題について深く考える授業となりました。

2学期には後期人権学習がおこなわれ、人権問題について学習したこと、自らの体験や日頃から考えていることを人権作文として書いてもらい、代表者には12月6日(土)に開催します「人権を考える集い」で発表していただく予定です。



ひとりで悩まず、まず相談を！



人権擁護委員が無料・秘密厳守で相談に応じます。悩みや不安を抱える人々の相談を受け、その問題の解決や解消を援助します。人権にかかわるご相談は、『特設人権相談所』にお越しください。

7月の相談日

月日・・・7月25日(金)
時間・・・午前9時～正午
場所・・・人権ふれあいセンター

人権啓発課(人権ふれあいセンター内)でも人権に関わる相談を随時おこなっていますので、お気軽にご相談ください。

お問い合わせ先

和東町人権啓発課
(人権ふれあいセンター)

TEL 0774-78-3488
FAX 0774-78-3212

